

横浜市長選挙及び横浜市議会議員緑区選挙区補欠選挙について

1 横浜市長選挙等における事務ミスへの対応について

1 今回の市長選挙等で発生したミス

- (1) 公営ポスター掲示場ポスターの誤撤去（2区2件）
- (2) 投票用紙の二重交付（1区1件）
- (3) 投票者数の訂正（4区4件）
- (4) 開票速報の誤記入（1区1件）

2 原因と今後の対応

いずれも単純なミス、もしくは職員の知識・経験の不足が原因となっており、今後の選挙において同じミスを繰り返すことがないように、市と区が連携してマニュアルの検証等に取り組むとともに、今回の事例を教訓として、繰り返し伝えていくこととします。

2 横浜市長選挙における選挙の効力に関する異議の申出について

1 異議申出の概要

(1) 異議申出日

平成 29 年 8 月 7 日（月）

(2) 異議申出人

長島一由氏（横浜市長選挙立候補者）

(3) 異議申出の趣旨

平成 29 年 7 月 30 日執行横浜市長選挙は無効とする決定を求める。

2 横浜市選挙管理委員会の決定の概要

(1) 決定日

平成 29 年 9 月 4 日（月）

(2) 主文

本件異議申出を棄却する。

(3) 決定の理由の概要

選挙が無効とされるのは、公職選挙法の規定により、「選挙の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反によって「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるが、申出人の主張を検討した結果、今回の異議申出は、この場合にあたらないと判断したため。

《参考》地方公共団体の長の選挙に係る選挙の効力に関する争訟の流れ（裏面）

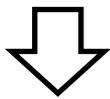
裏面あり

地方公共団体の長の選挙に係る選挙の効力に関する争訟の流れ（法 202 条）

《選挙無効争訟の流れ(地方公共団体の長の場合)》

- (1) 申出権者 選挙の効力に関し不服がある「選挙人・候補者」
- (2) 申出期間 選挙争訟（法 202 条）は選挙の日から 14 日以内

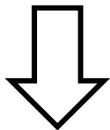
I 横浜市選挙管理委員会へ
異議の申出



申出を受けた日から 3.0 日以内に決定（法 213 条：訓示規定）

決 定

- ①理由を付して決定書を申出人に交付
- ②決定の要旨を告示



- (1) 申立権者 決定に不服がある「選挙人・候補者」
(異議の申出人に限らず)
- (2) 申立期間 決定書の交付又は要旨の告示日から 21 日以内

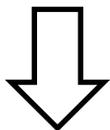
II 神奈川県選挙管理委員会へ
審査の申立て



申立てを受けた日から 6.0 日以内に裁決（法 213 条：訓示規定）

裁 決

- ①理由を付して裁決書を申立人に交付
- ②裁決の要旨を告示



- (1) 出訴権者 裁決に不服がある「選挙人・候補者」
(審査の申立人に限らず)
- (2) 出訴期間 裁決書の交付又は要旨の告示日から 30 日以内

III 東京高等裁判所へ提訴



事件を受けた日から 1.0.0 日以内に判決（努力義務）

判 決